

一関市監査委員告示第1号

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和4年3月25日

一関市監査委員 小川 四郎
 一関市監査委員 及川 弘人
 一関市監査委員 千葉 大作

記

1 監査実施日及び対象

令和4年2月17日(木)

対象	区分	被監査者	
		団体	担当課
藤沢スポーツランド	指定管理者	藤沢町モータースポーツ協会	藤沢支所 地域振興課

令和4年3月3日(木)

対象	区分	被監査者	
		団体	担当課
一関市一関市民センター	指定管理者	一関地区まちづくり推進協議会	まちづくり推進部 いきがづくり課
関が丘コミュニティセンター (一関市関が丘コミュニティセンター)		関が丘まちづくり協議会	
真柴コミュニティセンター (一関市真柴市民センター)		真柴まちづくり協議会	
一関市涌津市民センター 亥年コミュニティセンター		涌津まちづくり協議会	花泉支所 地域振興課
一関市花泉市民センター		モリウシ希望ネット花泉	

2 監査の範囲

令和2年度の財務等に係る事務の執行状況

3 監査の実施内容

監査は、関係書類、帳簿等の提出を求め、出納その他の事務内容を調査するとともに、関係団体及び担当課の職員から説明を受けることにより実施した。

なお、重点的に調査を行った項目は次のとおりである。

- (1) 団体指定の手続きが関係法令、条例等に沿って適正に行われているか。
- (2) 指定管理料の算定が適正に行われ、支出方法・時期が適切か。
- (3) 施設の管理が関係法令、協定書、仕様書等に基づき適正、かつ効率的に行われているか、また住民サービスの向上に努めているか。
- (4) 利用料金等の収納が会計規程等に沿って適正に行われ、運用されているか、また、チェック体制が整っているか。
- (5) 指定管理者から提出された事業報告書等の内容を十分精査し、担当課は管理の状況を的確に把握し、必要な指示を行っているか。
- (6) 管理業務に係る収支が他の事業に係る経費と明確に区別され、適正に処理されているか。

4 監査の結果

別紙監査結果報告書のとおり

監査結果報告書

藤沢スポーツランド

第1 指定管理の概要

施設名 藤沢スポーツランド
指定管理者 藤沢町モータースポーツ協会
担当課 藤沢支所地域振興課

- (1) 施設の所在地
一関市藤沢町新沼字西風 40 番地
- (2) 施設の設置目的
地域の振興と市民の健康の増進に資することを目的とする。
- (3) 施設設置年月日
平成 3 年 4 月 1 日
- (4) 指定管理者団体指定期間
平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 5 年間
(指定初年度：平成 18 年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有
- (7) 令和 2 年度指定管理料
2,098,250 円

第2 監査の結果

令和 2 年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

監査結果報告書

一関市一関市民センター

第1 指定管理の概要

施設名 一関市一関市民センター
指定管理者 一関地区まちづくり推進協議会
担当課 まちづくり推進部いきがづくり課

- (1) 施設の所在地
一関市大町4番29号 なのはなプラザ3階
- (2) 施設の設置目的
市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援することを目的とする。
- (3) 施設設置年月日
平成25年4月1日
- (4) 指定管理者団体指定期間
平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間
(指定初年度：平成29年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有
- (7) 令和2年度指定管理料
14,835,668 円

第2 監査の結果

令和2年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

監査結果報告書

関が丘コミュニティセンター（一関市関が丘市民センター）

第1 指定管理の概要

施設名 関が丘コミュニティセンター（一関市関が丘市民センター）
指定管理者 関が丘まちづくり協議会
担当課 まちづくり推進部いきがづくり課

- (1) 施設の所在地
一関市関が丘 16 番地 1
- (2) 施設の設置目的
近隣社会の自治、教育及び文化の向上に資することを目的とする。
市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援することを目的とする。
- (3) 施設設置年月日
昭和 50 年 4 月 1 日
- (4) 指定管理者団体指定期間
平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 5 年間
(指定初年度：平成 29 年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有
- (7) 令和 2 年度指定管理料
13,548,553 円

第2 監査の結果

令和 2 年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

監査結果報告書

真柴コミュニティセンター（一関市真柴市民センター）

第1 指定管理の概要

施設名 真柴コミュニティセンター（一関市真柴市民センター）
指定管理者 真柴まちづくり協議会
担当課 まちづくり推進部いきがづくり課

- (1) 施設の所在地
一関市真柴字川戸3番地1
- (2) 施設の設置目的
近隣社会の自治、教育及び文化の向上に資することを目的とする。
市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援することを目的とする。
- (3) 施設設置年月日
平成元年2月1日
- (4) 指定管理者団体指定期間
平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間
(指定初年度：平成29年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有
- (7) 令和2年度指定管理料
13,717,150 円

第2 監査の結果

令和2年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

監査結果報告書

一関市涌津市民センター
亥年コミュニティセンター

第1 指定管理の概要

施設名 一関市涌津市民センター
亥年コミュニティセンター
指定管理者 涌津まちづくり協議会
担当課 花泉支所地域振興課

(1) 施設の所在地

- ・一関市涌津市民センター
一関市花泉町涌津字松ノ坊 65 番地 2
- ・亥年コミュニティセンター
一関市花泉町涌津字中山 31 番地 109

(2) 施設の設置目的

- ・一関市涌津市民センター
市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援することを目的とする。
- ・亥年コミュニティセンター
近隣社会の自治、教育及び文化の向上に資することを目的とする。

(3) 施設設置年月日

- ・一関市涌津市民センター : 昭和 57 年 2 月 10 日
- ・亥年コミュニティセンター : 昭和 58 年 2 月 1 日

(4) 指定管理者団体指定期間

- ・一関市涌津市民センター
平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 5 年間
(指定初年度 : 平成 31 年度)
- ・亥年コミュニティセンター
平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 4 年間
(指定初年度 : 平成 31 年度)

- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有
- (7) 令和2年度指定管理料
15,376,376 円

第2 監査の結果

令和2年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

監査結果報告書

一関市花泉市民センター

第1 指定管理の概要

施設名 一関市花泉市民センター
指定管理者 モリウシ希望ネット花泉
担当課 花泉支所地域振興課

- (1) 施設の所在地
一関市花泉町天王沢沖 109 番地 1
- (2) 施設の設置目的
市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援することを目的とする。
- (3) 施設設置年月日
昭和 56 年 12 月 15 日
- (4) 指定管理者団体指定期間
平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 5 年間
(指定初年度：平成 31 年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有
- (7) 令和 2 年度指定管理料
15,598,438 円

第2 監査の結果

令和 2 年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。